

IV 地下水

1. 小田原市豊かな地下水を守る条例

本市では、豊かな地下水を保全し、良好な環境の保全を目的とした「小田原市豊かな地下水を守る条例」が、平成7年4月1日から施行されました。

この条例により工場又は事業場では、揚水能力（揚水施設が複数の場合にあつては、その揚水能力の合計）が1時間につき12.5立方メートル以上ある場合は、地下水採取届出書の届出を行い、毎年地下水採取量等の報告を行うことが義務付けられています。

一方、地下水の状況を把握するため、地下水の水位及び水質を定期的に測定しております。

表IV-1 地下水採取届出状況 (令和4年度末現在)

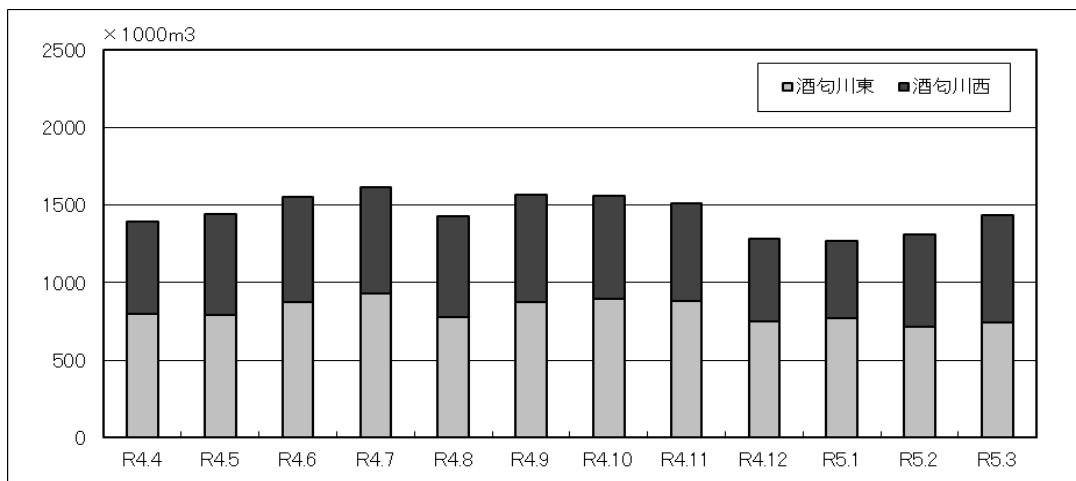
	届出工場等数	揚水施設数	採取量 (m ³ /日)
酒匂川西地域	23	56(13)	20,797
酒匂川東地域	24	62(3)	26,947
合 計	47	118(16)	47,744

※カッコ内は、非常用等のため稼働していない施設数

表IV-2 月間地下水採取量 (単位：m³)

	酒匂川西地域	酒匂川東地域	総採取量
令和4年4月	594,611	817,311	1,411,922
5月	653,830	811,550	1,465,380
6月	681,129	873,107	1,554,236
7月	690,264	926,551	1,616,816
8月	649,859	776,384	1,426,243
9月	697,431	873,348	1,570,779
10月	666,137	895,959	1,562,097
11月	633,208	881,732	1,514,947
12月	531,763	749,951	1,281,714
令和5年1月	500,429	771,589	1,272,018
2月	596,185	715,124	1,311,309
3月	696,101	742,963	1,439,065
合 計	7,590,949	9,835,576	17,426,525

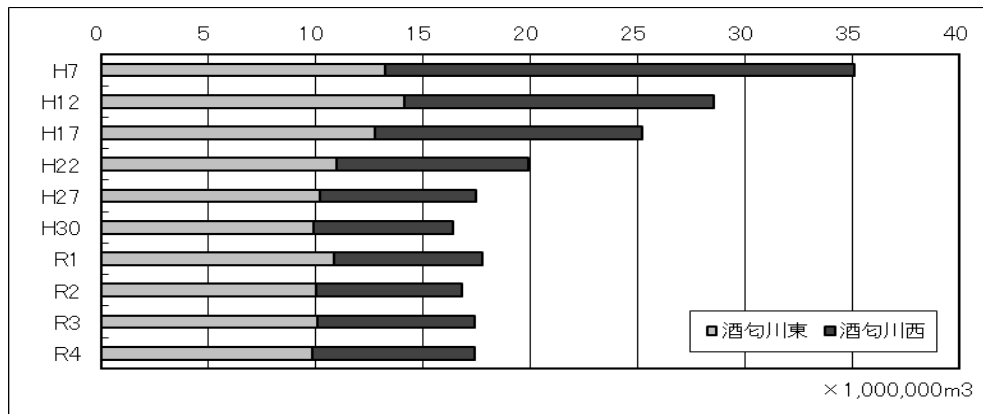
図IV-1 月間地下水採取量



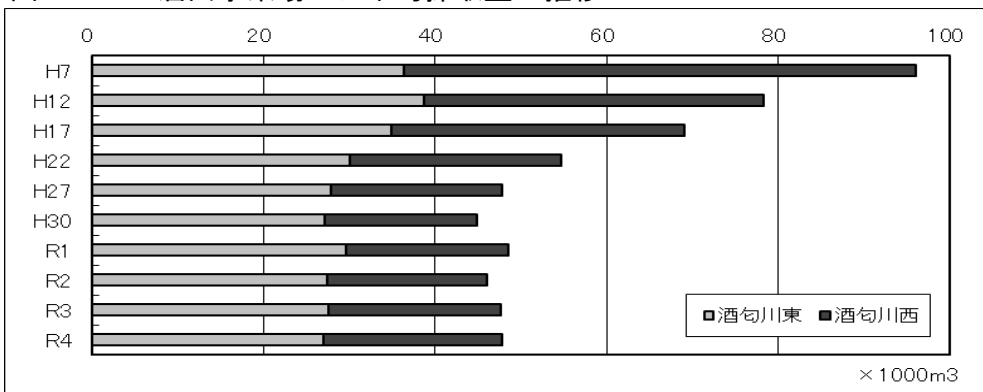
上段：年間総採取量 m³/年， 下段：日平均採取量 m³/日

	酒匂川西地域	酒匂川東地域	総採取量
平成 7年度	21,802,514 59,732	13,270,909 36,358	35,073,423 96,090
平成12年度	14,435,863 39,550	14,133,600 38,722	28,569,463 78,272
平成17年度	12,430,893 34,057	12,761,545 34,963	25,192,438 69,020
平成22年度	8,978,678 24,599	10,966,311 30,045	19,944,989 54,644
平成27年度	7,271,232 19,867	10,213,703 27,906	17,484,935 47,773
平成30年度	6,480,201 17,754	9,913,025 27,143	16,393,226 44,897
令和元年度	6,919,419 18,906	10,840,958 29,620	17,760,377 48,526
令和 2 年度	6,797,333 18,623	10,034,639 27,492	16,831,972 46,115
令和 3 年度	7,333,531 20,092	10,062,866 27,570	17,396,397 47,662
令和 4 年度	7,590,949 20,797	9,835,576 26,947	17,426,525 47,744

図IV－2 届出事業場の年間総採取量の推移



図IV－3 届出事業場の日平均採取量の推移



表Ⅳ－4 地下水位調査結果（調査地点は図Ⅳ－4）

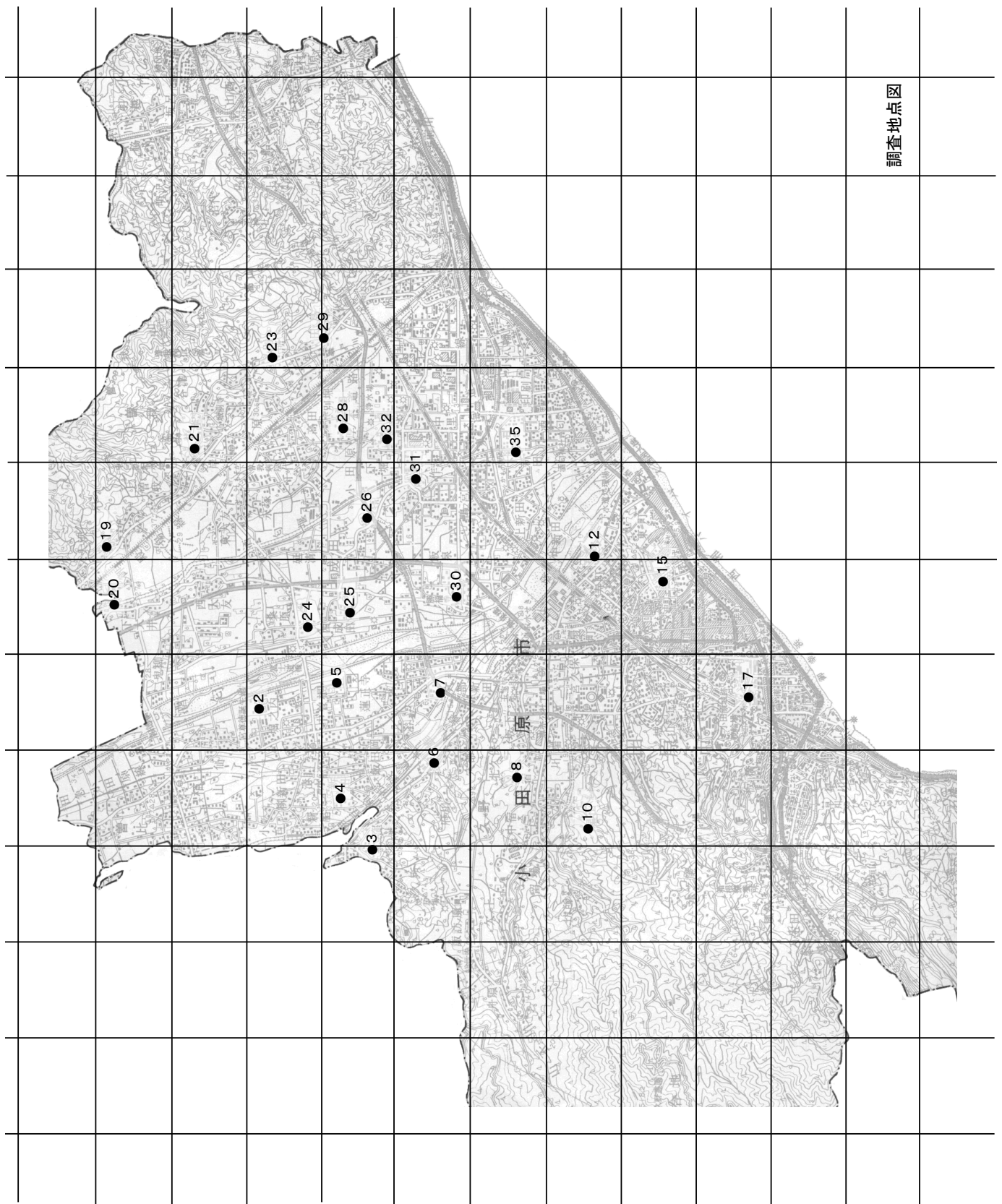
（天端基準 単位：m）

番号	R 1 8月	R 2 8月	R 3 8月	R 4 8月	R 2 2月	R 3 2月	R 4 2月	R 5 2月
2	-2.41	-2.26	-1.78	-2.28	-2.13	-2.40	-2.82	-2.78
3	-4.25	-4.28	-3.21	—	-4.47	-4.80	-4.97	—
4	-0.45	-0.40	-0.41	-0.42	-0.46	-0.52	-0.47	-0.46
5	-0.45	-0.30	-0.36	-0.40	-0.40	-0.45	-0.49	-0.42
6	-3.81	-3.75	-3.72	-3.77	-3.80	-3.88	-3.90	-3.80
7	-1.20	-1.22	-0.97	-1.15	-1.48	-1.55	-1.64	-1.53
8	-2.30	-2.26	-0.80	-0.80	-2.31	-2.30	-2.48	-2.20
10	-1.19	-0.93	-0.92	-1.02	-1.03	-1.53	-2.02	-1.85
12	-3.34	-3.33	-2.93	-3.18	-3.47	-3.40	-3.72	-3.66
15	2.67	3.92	6.71	3.72	1.72	1.77	1.86	1.83
17	-12.95	-12.35	-12.08	-12.73	-12.93	-13.13	-13.03	-13.07
19	-0.50	-0.46	-0.39	-0.45	-0.50	-0.52	-0.54	-0.50
20	-2.34	-2.35	-2.26	-2.26	-2.71	-2.71	-2.71	-2.63
21	-0.80	-0.79	-0.88	-0.86	-0.90	-0.96	-0.84	-0.90
23	-1.15	-1.04	-0.74	-1.10	-1.01	-1.00	-1.03	-1.10
24	-2.51	-2.48	-2.34	-2.48	-2.93	-2.89	-2.82	-2.83
25	-1.99	-1.93	-1.72	-1.92	-3.00以深	-3.00以深	-3.00以深	-3.00以深
26	-1.92	-1.90	-1.52	-1.90	-2.15	-2.12	-2.19	-2.13
28	-3.20	-3.01	-2.22	-2.72	-3.20	-3.37	-3.51	-3.45
29	-0.92	-0.89	-0.65	-0.73	-0.75	-0.78	-0.78	-0.75
30	-2.50	-2.71	-1.64	-2.28	-2.61	-2.50	-2.80	-2.71
31	-3.15	-3.05	-2.10	-2.89	-2.96	-3.02	-3.19	-3.09
32	-5.45	-5.06	-5.01	-5.32	-5.43	-5.28	-5.43	-5.32
35	-2.39	-1.74	-1.21	-1.89	-1.66	-2.13	-2.29	-2.15

※井戸番号15は1分間あたりの自噴量を示している（R1 8月 自噴量 2.67ℓ/分）

※井戸番号25は冬季に地下水面が井戸底盤（天端基準から-3.00m）より深いため

图IV-4 地下水位調査地点



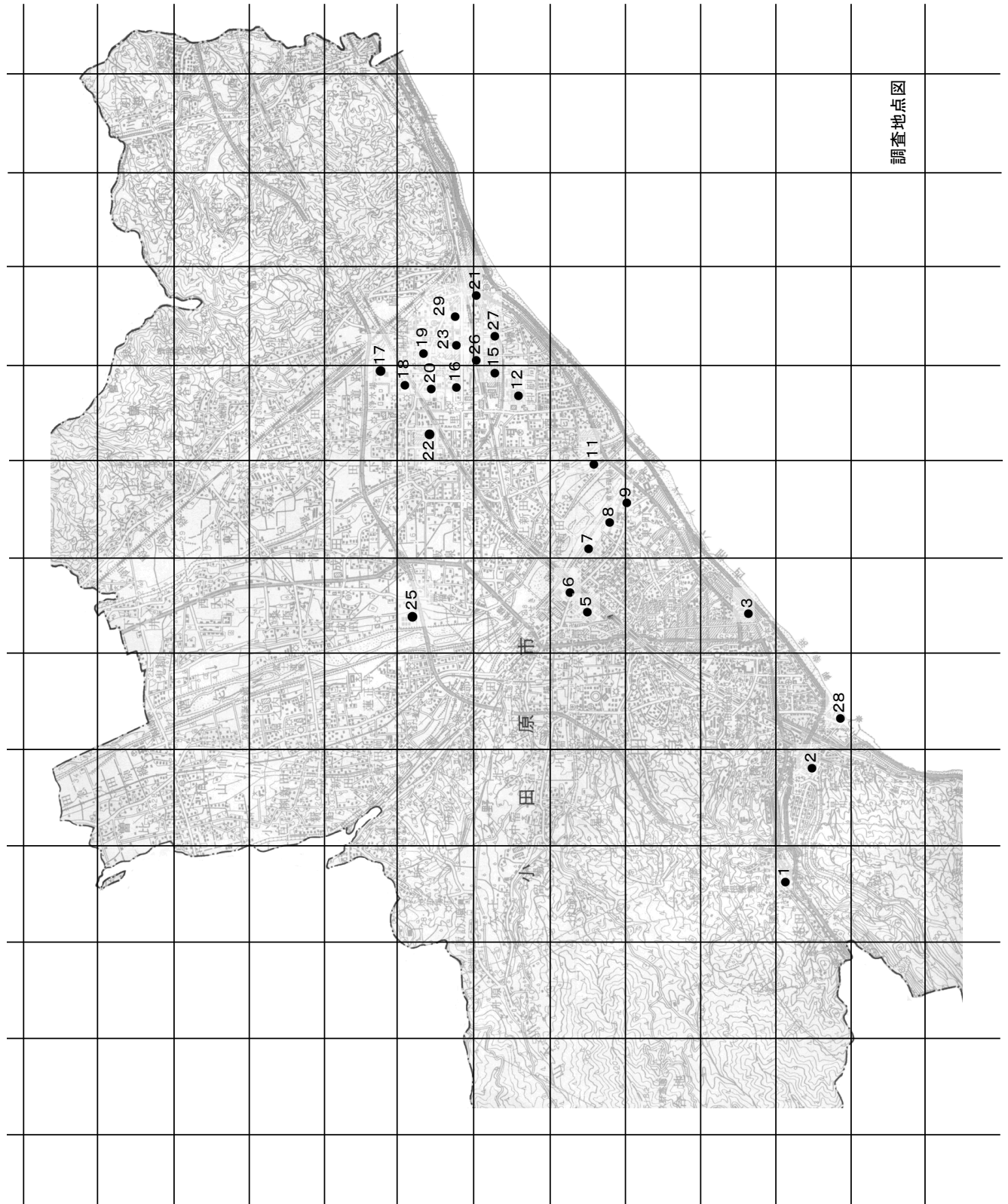
調査地点図

表Ⅳ－５ 地下水水質調査結果（調査地点は図Ⅳ－５参照）

調査日	R 4. 7月				R 5. 1月			
	項目 番号	水温 ℃	pH	塩素イオン mg/ℓ	電気伝導率 mS/m	水温 ℃	pH	塩素イオン mg/ℓ
1	16.6	7.0	20.4	18.9	16.1	7.1	23.3	24.1
2	17.8	7.3	28.5	27.4	16.5	7.4	22.6	25.8
3	18.7	7.8	42.0	24.3	16.1	7.7	37.8	24.5
5－1	17.7	7.8	24.6	27.1	17.0	7.8	23.7	26.1
5－2	17.3	8.1	35.6	22.7	-	-	-	-
6－4	17.5	8.0	11.3	21.8	16.3	8.1	12.6	22.3
6－5	17.4	8.1	17.4	24.3	16.6	8.1	27.4	25.3
7－1	17.0	8.1	11.5	22.8	16.1	8.1	14.7	24.0
7－2	17.5	8.1	6.9	20.1	16.8	8.2	6.9	21.5
7－3	16.9	8.1	5.7	21.4	16.4	8.2	8.7	21.4
8	17.3	8.1	6.6	21.3	16.2	8.1	9.3	21.4
9	21.3	8.0	9.1	22.0	15.5	8.1	9.7	21.7
11	17.4	8.0	81.0	45.6	15.4	8.1	75.5	45.2
12	17.9	7.8	10.7	20.3	16.5	7.9	10.8	20.8
15－2	19.0	7.6	1,090	390	16.8	7.6	1,110	392
16	17.6	7.9	5.1	18.6	15.6	8.0	4.9	18.5
17－1	16.7	7.9	3.2	19.6	16.2	8.0	3.2	19.5
17－2	17.5	7.9	7.1	19.9	17.1	8.0	6.9	20.0
18－2	17.1	7.9	3.6	18.8	16.4	8.0	5.0	18.6
18－3	18.4	7.9	10.8	20.1	17.5	8.0	15.9	22.0
18－4	17.7	8.0	7.7	18.1	17.2	8.0	8.1	18.3
19	18.2	7.7	49.6	32.1	16.6	7.9	42.5	36.4
20	18.2	7.9	8.0	17.8	16.7	8.0	16.2	19.2
21	17.4	7.8	6.7	25.9	16.6	7.8	6.6	26.4
22－2	17.0	8.0	3.5	18.7	16.3	8.1	4.5	18.5
22－3	17.2	8.0	4.6	18.0	16.4	8.1	4.9	17.2
23	18.0	7.7	31.9	27.3	16.9	7.8	29.8	27.1
25	16.7	8.0	5.0	19.6	16.3	8.0	6.1	19.6
26	17.5	8.0	12.0	20.1	16.7	8.0	11.3	20.1
27	17.4	7.9	16.6	22.4	16.4	8.0	16.6	22.4
28	17.4	7.3	22.9	23.7	16.5	7.6	22.9	23.7
29－1	18.0	7.7	200	90.6	17.0	7.8	192	88.2
29－2	17.8	7.7	95.1	55.2	16.9	7.8	104	59.2

※井戸番号9, 16は、受水槽からサンプリング

图IV-5 地下水水质调查地点图



2. 地下水調査結果

(1) 調査概要

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染が問題となり、現在では水質汚濁防止法によりトリクロロエチレン等28物質が有害物質に指定され、環境基準が設定されています。(表IV-6) また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例においては29物質が特定有害物質に指定され、地下水の水質浄化基準が設定されています。(表IV-7)

小田原市では、市内の地下水汚染の状況を把握するために、水質汚濁防止法による地下水の水質測定計画に基づく調査を実施しています。

表IV-6 地下水の環境基準

(単位：mg/ℓ)

物 質 名	環 境 基 準
カ ド ミ ウ ム	0.003 以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六 価 ク ロ ム	0.02 以下
砒 素	0.01 以下
総 水 銀	0.0005 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 以下
ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チ ラ ウ ム	0.006 以下
シ マ ジ ン	0.003 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 以下
ベ ン ゼ ン	0.01 以下
セ レ ン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふ つ 素	0.8 以下
ほ う 素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

表Ⅳ－７ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例における地下水の水質の浄化基準

(単位：mg/ℓ)

特定有害物質の種類	地下水の水質の浄化基準
カドミウム及びその化合物	0.003 (カドミウム) 以下
シアン化合物	検出されないこと
有機燐化合物	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.01 (鉛) 以下
六価クロム化合物	0.05 (六価クロム) 以下
砒素及びその化合物	0.01 (砒素) 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 (水銀) 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
クロロエチレン	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チラウム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン及びその化合物	0.01 (セレン) 以下
ほう素及びその化合物	1 (ほう素) 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 (ふっ素) 以下
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10 以下 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)
1,4-ジオキサン	0.05 以下

(2) 水質測定計画に基づく地下水常時監視調査結果 (表IV-8)

- ア 調査年月日 令和4年10月24日
- イ 調査地点 市内8ヶ所 (図IV-6)
メッシュ調査 (4地点) …市内を1kmメッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸の水質調査
定点調査 (4地点) …長期的な観点から定点を設け、水質の経年変化調査
- ウ 調査項目 環境基準項目, 一般項目, その他の項目
- エ 調査方法 令和4年度 地下水水質測定計画に基づく地下水水質測定方法による。
- オ 調査結果 今年度の調査では、全地点の全項目で環境基準を満足していた。

表IV-8 地下水常時監視調査結果 (調査地点は図IV-6 参照)

・メッシュ調査, 定点調査

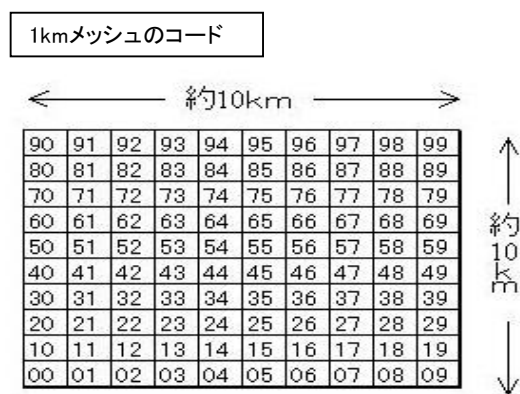
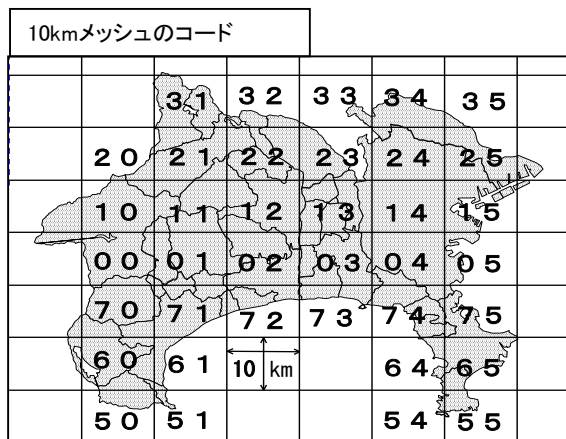
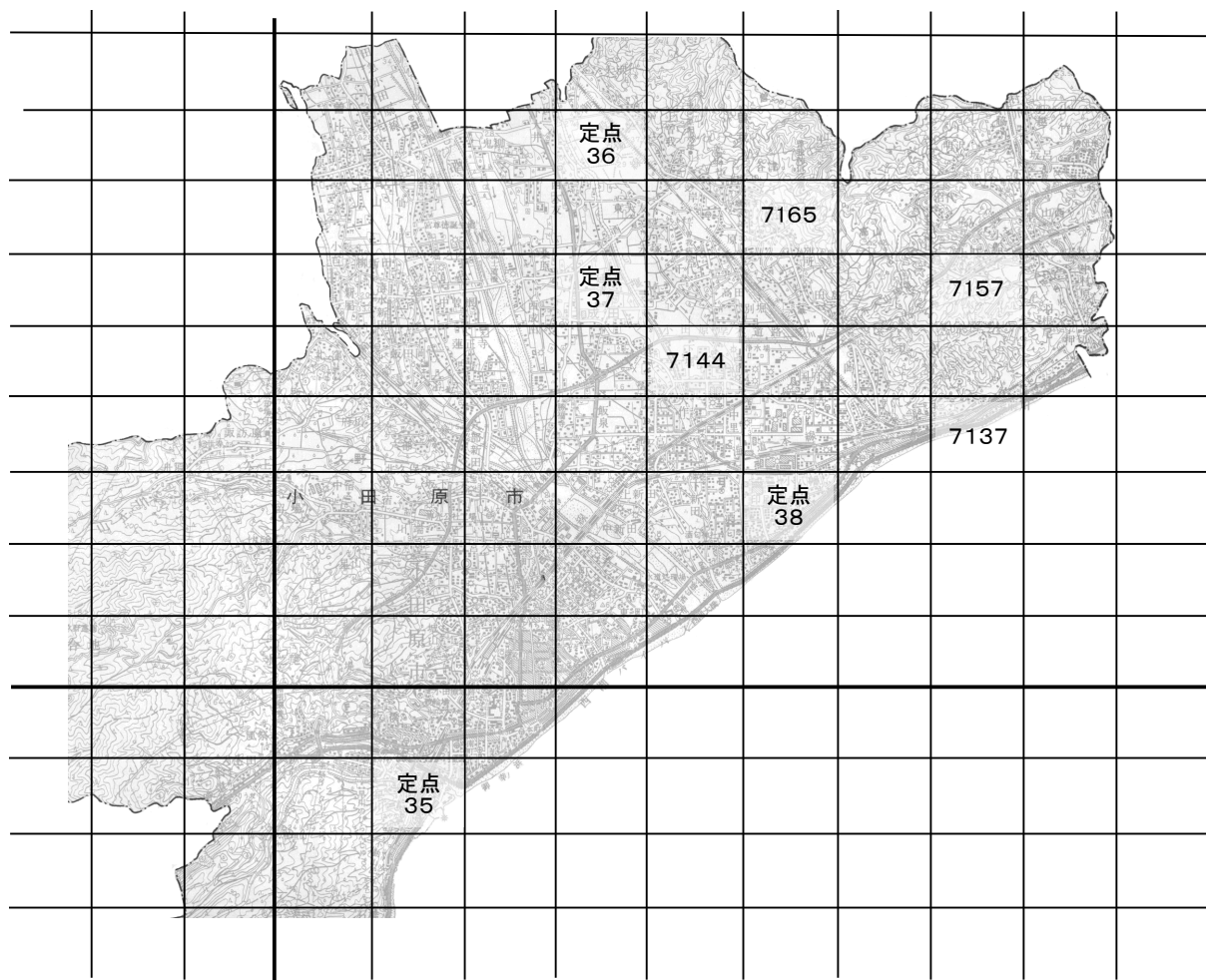
物質名	測定地点数	検出地点数	環境基準超過地点数	最濃高度	検出率	環境基準達成率	環境基準
				mg/ℓ			
カドミウム	8	0	0		0	100	0.003以下
全シアン	8	0	0		0	100	検出されないこと
鉛	8	0	0		0	100	0.01以下
六価クロム	8	0	0		0	100	0.02以下
砒素	8	0	0		0	100	0.01以下
総水銀	8	0	0		0	100	0.0005以下
アルキル水銀	8	0	0		0	100	検出されないこと
P C B	8	0	0		0	100	検出されないこと
ジクロロメタン	8	0	0		0	100	0.02以下
四塩化炭素	8	0	0		0	100	0.002以下
クロロエチレン	8	0	0		0	100	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	8	0	0		0	100	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	8	0	0		0	100	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	8	0	0		0	100	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	8	0	0		0	100	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	8	0	0		0	100	0.006以下
トリクロロエチレン	8	0	0		0	100	0.01以下
テトラクロロエチレン	8	0	0		0	100	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	8	0	0		0	100	0.002以下
チウラム	8	0	0		0	100	0.006以下
シマジン	8	0	0		0	100	0.003以下
チオベンカルブ	8	0	0		0	100	0.02以下
ベンゼン	8	0	0		0	100	0.01以下
セレン	8	0	0		0	100	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8	8	0	7.5	100.0	100	10以下
ふっ素	8	0	0		0	100	0.8以下
ほう素	8	4	0	0.06	50.0	100	1以下
1,4-ジオキサン	8	0	0		0	100	0.05以下

図IV—6 地下水常時監視調査地点

- ・メッシュは標準地域メッシュ（行政管理庁告示）に基づき作成
- ・メッシュコードの上2桁は太線で区分されたメッシュ（約10km 四方）コードであり、下2桁は破線で区分されたメッシュ（約1km 四方）のコードである。

メッシュ調査地点（4地点） : No. 7137, 7144, 7157, 7165

定点調査地点（4地点） : No. 35, 36, 37, 38



V ダイオキシン類

1. 概況

平成12年1月15日施行のダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）からなる3物質群（単一の物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称）を「ダイオキシン類」と定義しています。

ダイオキシン類は、物を燃やしたり、塩素を含む有機化合物を製造する過程などで、副生成物として非意図的に生成されてしまうもので、水に非常に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい特性を持っています。また、常温では安定していますが、高温（800℃以上）ではほとんど分解されます。

ダイオキシン類は、二百数十種類があり、これらのうち29種類が毒性を持っているとみなされています。また人への影響については、生殖毒性や免疫毒性など、いろいろな毒性があることが多くの研究者から報告されていますが、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンには発がん性があるとされているほかは、催奇形性や生殖毒性、免疫毒性については明らかになっておりません。

表V-1 ダイオキシン類環境基準

	基準値	測定方法
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1 pg-TEQ/l以下	日本工業規格(JIS)K0312に定める方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

※備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値（TEQ:毒性等量）とする。
- 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2. 大気環境調査結果

(1) ダイオキシン類大気常時監視調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

調査地点	8 月	2 月	平均
小田原市消防本部	0.010	0.012	0.011
小田原市役所	0.0063	0.011	0.0087

※消防本部での測定は小田原市、市役所での測定は神奈川県で実施

(2) 経年変化

(単位：pg-TEQ/m³)

調査地点	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	環境基準
小田原市消防本部	0.019	0.013	0.014	0.0092	0.011	0.6
小田原市役所	0.030	0.0098	0.016	0.0098	0.0087	

※消防本部での測定は小田原市、市役所での測定は神奈川県で実施

3. 水質環境調査結果

ダイオキシン類公共用水域水質等調査結果

水域名	調査地点	水 質 (pg-TEQ/ℓ)	底 質 (pg-TEQ/g)
酒 匂 川	飯泉取水堰(上)	0.036	

※神奈川県で実施 (令和4年10月)

VI 騒音・振動

1. 概況

騒音・振動は、工場及び事業場における事業活動によるものの他、建設工事、道路交通・鉄道、生活に伴うものなど、日常幅広く存在しています。

このようなことから、騒音規制法・振動規制法・神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出による必要な規制を行うとともに、市内の幹線交通を担う国道6路線、県道14路線の自動車騒音常時監視を実施しています。また、一般的な環境や苦情に伴う騒音・振動調査を実施するなど、生活環境の保全に努めています。

2. 環境基準等

騒音・振動に係る環境基準は、環境基本法に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準として定められたものです。

また、騒音規制法に基づき、指定地域内における自動車騒音の限度を定め（要請限度）、この限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとしています。

表VI-1 騒音・振動の大きさ

騒音

音の大きさ (dB)	騒音の例
120	飛行機
110	新幹線
100	地下鉄
90	トラック
80	乗用車
70	騒々しい事務所の中
60	普通の話声
50	一般の住宅地
40	深夜の住宅地

振動

振動の大きさ (dB)	気象庁 震度段階	感覚
95	中震	振動を強く感じる
85	弱震	
75	軽震	振動をよく感じる
65	微震	振動をようやく感じる
55	無感	振動を感じない

表VI-2 環境基準

道路に面する地域以外

(評価方法：等価騒音レベル Leq 単位：dB)

地域の区分	時間の区分	
	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00
1 低住専, 1 中高住専, 1 住, 2 住, 準住居, 調整	5 5	4 5
近商, 商業, 準工, 工業	6 0	5 0

道路に面する地域

(評価方法：等価騒音レベル Leq 単位：dB)

地域の区分	時間の区分	
	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00
① 1 低住専, 1 中高住専のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 (但し幹線交通を担う道路に近接する空間については③の基準値とする)	6 0	5 5
② 1 住, 2 住, 準住居, 調整のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び近商, 商業, 準工, 工業のうち車線を有する道路に面する地域 (但し幹線交通を担う道路に近接する空間については③の基準値とする)	6 5	6 0
③ 幹線交通を担う道路に近接する空間	7 0	6 5

備考

専ら住居の用に供される地域

1 低住専：第1種低層住居専用地域

1 中高住専：第1種中高層住居専用地域

主として住居の用に供される地域

1 住：第1種住居地域

準住居：準住居地域

2 住：第2種住居地域

調整：市街化調整区域

相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

近商：近隣商業地域

準工：準工業地域

商業：商業地域

工業：工業地域

幹線交通を担う道路：道路法第3条に規定する高速自動車国道，一般国道，都道府県道，市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る）

近接する空間：道路の敷地境界線から15m（2車線以下の車線を有する道路）

道路の敷地境界線から20m（2車線を越える車線を有する道路）

車

線：1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分

表VI-3 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度

(評価方法：等価騒音レベル Leq 単位：dB)

地域の区分		時間の区分	
		昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00
①	1 低住専, 1 中高住専, 1 住, 2 住, 準住居, 調整のうち1車線の車線を有する道路に面する区域 (但し幹線交通を担う道路に近接する区域については③の限度値とする)	65	55
②	1 低住専, 1 中高住専のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 (但し幹線交通を担う道路に近接する区域については③の限度値とする)	70	65
③	1 住, 2 住, 準住居, 調整のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び近商, 商業, 準工, 工業のうち車線を有する道路に面する区域並びに幹線交通を担う道路に近接する区域	75	70

表VI-4 振動規制法に基づく指定地域内における道路交通振動の限度

(評価方法：80%レンジの上端値 単位：dB)

地域の区分		時間の区分	
		昼間 8:00~19:00	夜間 19:00~8:00
①	1 低住専, 1 中高住専, 1 住, 2 住, 準住居, 調整	65	60
②	近商, 商業, 準工, 工業	70	65

3. 工場及び事業場に対する規制

工場及び事業場からの騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例により規制基準が定められています。

本市では上記関係法令に基づき立入調査を実施し、騒音・振動の測定等を行っています。

表VI-5 騒音規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音の規制基準
(単位：dB)

用途地域	時間帯			
	朝 6:00～8:00	昼間 8:00～18:00	夕方 18:00～23:00	夜間 23:00～6:00
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	45	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	50	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	50
工業地域	65	70	65	55
工業専用地域 (騒音規制法では対象外地域)	75	75	75	65

表VI-6 振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく振動の規制基準
(単位：dB)

用途地域	時間帯	
	8:00～19:00	19:00～8:00
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域 (振動規制法では対象外地域)	70	65

4. 自動車騒音調査結果

騒音規制法に基づき、国土交通省が公表している道路交通センサスにより、市内の幹線交通を担う国道6路線及び県道14路線について評価区間を設定しています。この計画は5年間で49地点を一巡し、平成12年から実施し、現在5巡目の調査を行っています。令和4年度は9地点の自動車騒音測定及び面的評価を行い、その結果については次のとおりです。

表VI-7 自動車騒音常時監視結果（調査地点は図VI-1参照）

測定地点番号	路線名	測定地点 (用途地域)	測定区間	区間 延長 km	車線
IV-1	一般国道135号線	根府川180 (市街化調整区域)	江之浦～根府川	3.7	2
IV-2	一般国道135号線	石橋82 (市街化調整区域)	根府川～南町	4.5	2
5-1	県道711号 小田原松田線	飯泉1179-1 (第一種住居地域)	中新田～成田	2.6	2
5-2	県道711号 小田原松田線	桑原801-1 (市街化調整区域)	成田～鬼柳	2.7	2
9-2	県道717号 沼田国府津線	成田684 (市街化調整区域)	蓮正寺～成田	1.6	2
9-3	県道717号 沼田国府津線	成田60 (準住居地域)	成田～高田	1.9	2
9-4	県道717号 沼田国府津線	高田401 (工業専用地域)	高田～国府津	1.6	2
13-1	県道724号 早川停車場線	早川196 (近隣商業地域)	早川～早川	0.3	2
14-1	県道740号 小田原湯河原	江之浦272 (市街化調整区域)	根府川～江之浦	5.2	2

(調査結果 等価騒音レベルLeq 単位：dB)

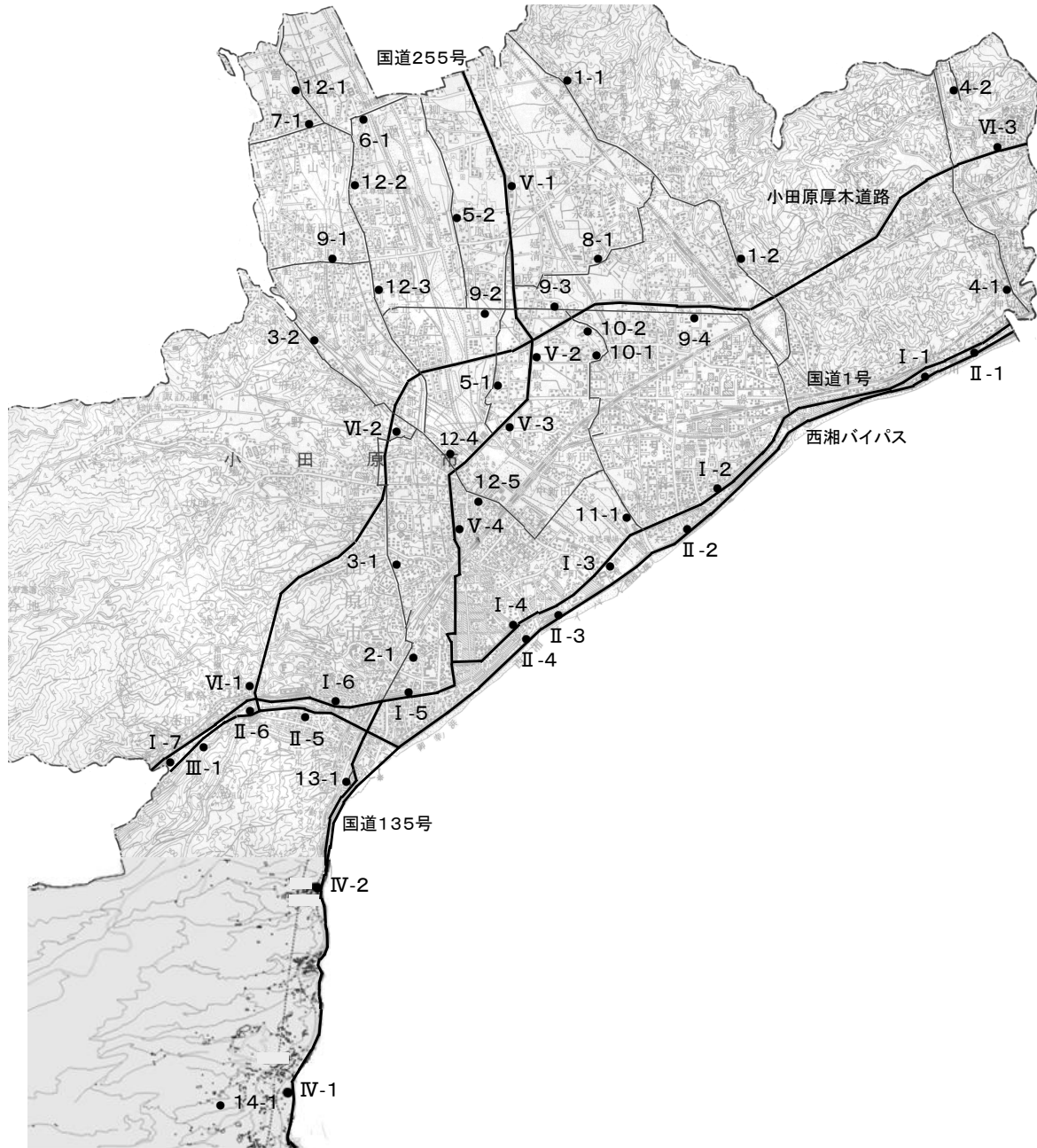
調査結果		面的評価					環境基準達成率 %	測定期間
昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00	区間対象 戸数	基準値以下			昼間夜間 とも 基準超過		
(環境基準/要請限度)			昼間夜間 とも	昼間のみ	夜間のみ			
70 (70/75)	64 (65/70)	戸 32	戸 32	戸 0	戸 0	戸 0	100	R4.6.29 ~6.30
69 (70/75)	63 (65/70)	482	482	0	0	0	100	R4.5.23 ~5.24
67 (70/75)	60 (65/70)	477	477	0	0	0	100	R4.6.16 ~6.17
64 (70/75)	57 (65/70)	114	114	0	0	0	100	R4.6.16 ~6.17
65 (70/75)	60 (65/70)	197	197	0	0	0	100	R4.6.16 ~6.17
64 (70/75)	58 (65/70)	590	590	0	0	0	100	R4.5.23 ~5.24
66 (70/75)	62 (65/70)	275	275	0	0	0	100	R4.5.23 ~5.24
58 (70/75)	48 (65/70)	97	97	0	0	0	100	R4.6.29 ~6.30
62 (70/75)	47 (65/70)	198	198	0	0	0	100	R4.6.29 ~6.30

表VI-8 自動車騒音地点別測定結果 (調査地点は図VI-1参照)

(評価方法:等価騒音レベルLeq 単位:dB)

路線名	測定地点番号	測定地点	測定年月	測定値 (環境基準/要請限度)	
				昼間 (70/75)	夜間 (65/70)
一般国道1号	I-1	前川 388	H31.1	72	69
	I-2	酒匂 5-15	H31.1	68	66
	I-3	東町 4-12-1	H31.1	69	66
	I-4	浜町 2-7-17	H31.1	70	66
	I-5	南町 1-4-5	H31.1	72	68
	I-6	板橋 179	H31.2	68	64
	I-7	入生田 167	H31.2	67	64
一般国道1号(西湘バイパス)	II-1	前川 532	R2.10	59	56
	II-2	酒匂 4-3	R2.10	67	62
	II-3	東町 2-609	R2.10	60	56
	II-4	浜町 4-40	R2.10	60	56
	II-5	板橋 248-1	R2.10	55	52
	II-6	板橋 348	R2.10	60	59
一般国道1号(小田原箱根道路)	III-1	風祭 138	R2.12	69	64
一般国道135号	IV-1	根府川 180	H30.1	73	69
	IV-2	石橋 82	H29.12	73	69
一般国道255号	V-1	西大友 124	R1.9	71	68
	V-2	飯泉 486-1	R1.9	70	68
	V-3	飯泉 954-2	R1.9	67	64
	V-4	扇町 1-16-16	R1.10	69	65
一般国道271号(小田原厚木道路)	VI-1	風祭 531	R1.10	72	68
	VI-2	多古 730-1	R1.10	72	67
	VI-3	小竹 586-44	R1.10	71	66
県道72号 松田国府津線	1-1	上曾我 415	H30.12	70	68
	1-2	田島 734	H30.12	69	67
県道73号 小田原停車場線	2-1	城内 5	R2.12	68	63
県道74号 小田原山北線	3-1	城山 1-31-35	R3.6	69	62
	3-2	飯田岡 614	R3.6	68	63
県道709号 中井羽根尾線	4-1	中村原 24	H31.1	65	61
	4-2	小竹 1602-1	H30.12	64	54
県道711号 小田原松田線	5-1	飯泉 1179-1	H30.1	68	60
	5-2	桑原 801-1	H30.1	65	57
県道714号 栢山停車場曾我線	6-1	栢山 357	R3.5	67	61
県道715号 栢山停車場塚原線	7-1	栢山 2819-6	R3.5	65	59
県道716号 成田下曾我停車場線	8-1	千代 687	R1.10	63	55
県道717号 沼田国府津線	9-1	堀之内 334	R1.10	66	61
	9-2	成田 684	H30.1	65	57
	9-3	成田 60	H29.12	64	59
	9-4	高田 401	H29.12	68	63
県道718号 鴨ノ宮停車場矢作線	10-1	矢作 104-1	R2.11	63	56
	10-2	矢作 223-1	R2.11	65	59
県道719号 鴨ノ宮停車場線	11-1	西酒匂 1-7	R2.11	64	59
県道720号 怒田開成小田原線	12-1	曾比 1828	R3.5	64	59
	12-2	栢山 2065-1	R3.6	64	57
	12-3	蓮正寺 30	R3.6	68	61
	12-4	扇町 5-8-31	R3.6	67	61
	12-5	扇町 2-31-5	R3.6	64	56
県道724号 早川停車場線	13-1	早川 169	H30.1	59	53
県道740号 小田原湯河原線	14-1	江之浦 272	H30.1	64	47

図VI-1 自動車騒音調査地点図



5. 環境騒音・振動調査結果

一般的な環境における騒音・振動の状況を把握するため、市内を1kmメッシュに分割した住居実態のある地域を設定しています。この計画は10年間で約60地点を一巡し、現在3巡目の調査を行っています。令和4年度は6地点で騒音・振動測定及び評価を実施し、その結果については次のとおりです。

表VI-9 環境騒音・振動調査結果（調査地点は図VI-2参照）

（騒音：等価騒音レベル L_{eq} 単位：dB）

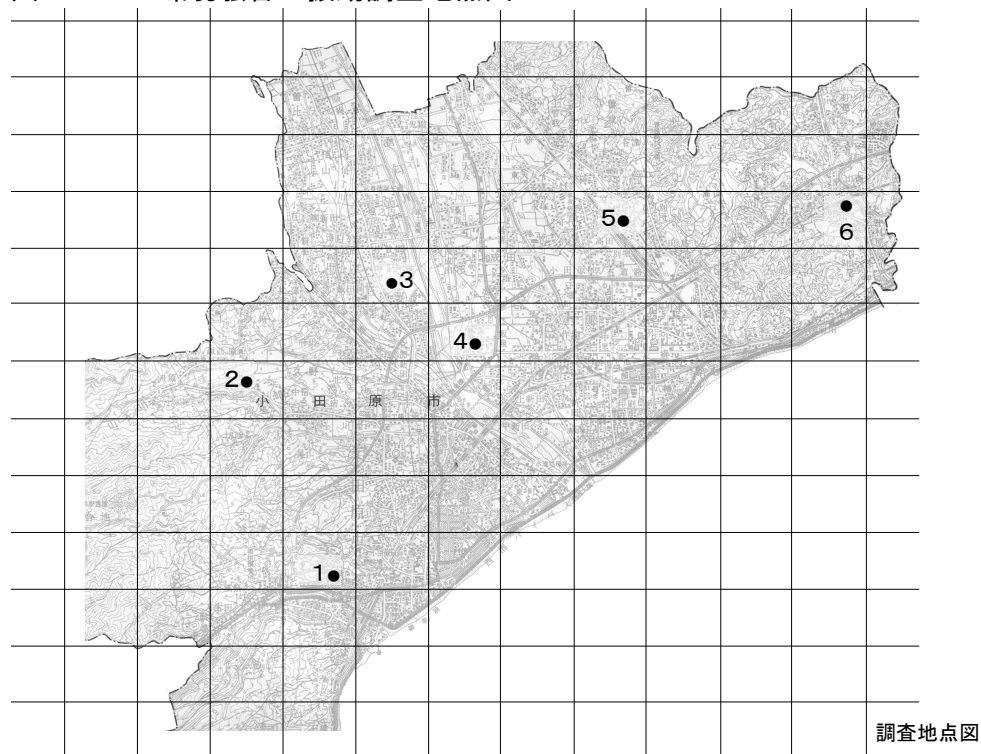
（振動：80%レンジの上端値 単位：dB）

番号	調査場所	用途地域	騒音 測定値（環境基準）		振動
			昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00	昼間 8:00～19:00
1	板橋	第一種低層住居専用地域	52（55）	43（45）	28
2	久野	市街化調整区域	45（55）	41（45）	34
3	蓮正寺	第一種中高層住居専用地域	47（55）	39（45）	24
4	飯泉	第一種中高層住居専用地域	53（55）	44（45）	28
5	曾我原	市街化調整区域	50（55）	44（45）	28
6	小船	第一種住居地域	49（55）	45（45）	38

調査期間：地点番号1～3は、令和4年11月15日(火)～11月16日(水)

地点番号4～6は、令和4年11月21日(月)～11月22日(火)

図VI-2 環境騒音・振動調査地点図



調査地点図

6. 新幹線鉄道騒音・振動

新幹線鉄道の騒音・振動問題については、昭和50年代に当時の日本国有鉄道が、沿線に存在する住居等に対し障害防止対策を行うとともに、車両の改良などの発生源対策を進め、一旦は収束に向かいました。

しかしながら、新幹線鉄道の高速度化や、運行本数の増加に伴い、特にトンネルに隣接する地域などで、新たな問題が起こっており、国や鉄道会社は、沿線の環境基準達成に向け、対策を行っていますが、未だ達成されていません。

そこで、市では、市民からの依頼を受け、環境庁告示「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」、環境庁勧告「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」による測定方法に準拠して、調査を実施し詳細な状況の把握に努めております。

令和4年度測定結果

- ① 測定日 令和4年5月27日（金）
測定場所 国府津（弁天山トンネル出口付近）
線路側別 下り線側

測定値 (騒音及び振動レベル 単位：dB)

騒音 (環境基準／対策指針値)	振動 (対策指針値)
70.2 (70／75)	63.5 (70)

- ② 測定日 令和4年11月25日（金）
測定場所 国府津（弁天山トンネル出口付近）
線路側別 上り線側

測定値 (騒音及び振動レベル 単位：dB)

騒音 (環境基準／対策指針値)	振動 (対策指針値)
72.9 (70／75)	61.7 (70)

Ⅶ 放 射 能

1. 概 況

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故を受け、同年5月に市内における空間放射線量率測定を開始しました。主に放射性セシウムを検査対象とし、市内15地点を定点として定期的に測定を行ってきました。平成27年度末に行った測定では、全ての地点で年間値に換算すると1ミリシーベルトを下回り、1時間あたりの空間放射線量率も原発事故前の数値（1時間当たり0.02～0.06マイクロシーベルト）に戻っていることを確認したため、平成27年度をもちまして、市における定期的な測定を終了しました。

現在は、国が県内8か所にモニタリングポストを設置しており、本市においては、神奈川県立城北高等学校に設置されています。10分間隔で空間放射線量が測定され公表されており、今後は、モニタリングポストの数値に大きな変動が確認された場合、市内の測定を再開いたします。

また、私有地での空間放射線量率測定の要望が多いことから、私有地については市民自ら測定することとし、平成24年2月から簡易放射線量率測定器の貸し出しを開始しました。取り扱いが容易で、放射線量の値がすぐに確認出来ることから、貸出開始当初は85%を超える稼働率でしたが、年々貸出件数は減少し、令和4年度の貸出件数は0件でした。



小田原市の鳥：コアジサシ

VIII 悪 臭

1. 概 況

私たちの身のまわりには、多くの人から好まれるにおい（芳香）から大部分の人に嫌われるにおい（悪臭）まで、様々な「におい」が存在しています。この中で人に不快感や嫌悪感を与える悪臭が工場及び事業場などから排出され、周辺住民の生活環境を損なうと悪臭公害となります。

悪臭は騒音・振動と同様に感覚公害であり、種々の物質が混じり合い発生するケースが多く、住民の悪臭に対する評価が生活様式や健康状態により異なるということが特徴としてあげられます。

本市では、悪臭の規制を悪臭防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づいて行っています。

そして、本市では、平成15年11月1日から悪臭防止法に基づき、悪臭の規制方法を従来のアンモニアなど22種類の悪臭原因物質の濃度規制から、嗅覚測定法による臭気指数規制に変更しました（平成15年8月1日小田原市告示第69号）。

この臭気指数規制は、複数の人の鼻でにおいをかいで臭い状態を数値化したものなので、22種類以外の悪臭物質のにおいや色んな物が混ざった複合臭も規制することができ、悪臭苦情の現状に沿った対応や住民の被害感により適った規制ができるようになりました。

また、規制地域も従来の市街化区域のみから市内全域に拡大しました。（市街化調整区域については平成16年11月1日に開始）

2. 悪臭防止法による規制基準

(1) 規制地域

小田原市全域とする。

(2) 臭気指数の規制基準

区 分		許 容 限 度
第1号規制基準 (敷地境界線)	第1種区域	臭気指数 10
	第2種区域	臭気指数 15
第2号規制基準 (気体排出口)		第1号規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は排出気体の臭気指数
第3号規制基準 (排水)	第1種区域	臭気指数 26
	第2種区域	臭気指数 31

備考

- 1 第1号規制基準とは、悪臭原因物質の気体で事業場の敷地の境界線の地表における規制基準
- 2 第2号規制基準とは、悪臭原因物質の気体で事業場の排出口における規制基準
- 3 第3号規制基準とは、悪臭原因物質の水で事業場の敷地外における規制基準
- 4 第1種区域とは、住居系地域（第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域）
- 5 第2種区域とは、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び市街化調整区域

3. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

1. 事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
2. 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
3. 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周辺の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りではない。
4. 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
5. 悪臭を発生する原材料・製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。

Ⅸ 土 壤 汚 染

1. 概 況

土壤汚染は、揮発性有機化合物や重金属等の不適切な取扱いによる漏出や、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされます。

土壤は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があります。人の健康への影響としては、汚染された土壤に直接接触したり、口にしたりする直接摂取のリスクと、汚染土壤から溶出した地下水を飲用するなどの間接的なリスクが考えられます。

それらの土壤汚染に対応するため、土壤汚染に係る環境基準が平成3年8月に定められ、また、近年の工場跡地等の再開発やISO14001の取得に向けた工場の自主調査等に伴い、土壤汚染の判明件数が増加し、その対策として汚染防止・汚染除去等の社会的要請が強まってきました。そこで、汚染状況の把握、健康被害防止等の措置を定め、土壤汚染対策の実施を図り、住民の健康を保護することなどを目的として、神奈川県では平成10年4月1日から神奈川県生活環境の保全等に関する条例が、国では平成15年2月15日から土壤汚染対策法が施行されました。

小田原市は、施行時特例市として土壤汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例の土壤汚染対策部分の権限を移譲されています。市では定期的に有害物質使用事業所へ立入調査を実施し、土壤汚染の未然防止に努めています。

2. 市内の汚染状況

土壤汚染対策法に基づく調査の結果、法に定める指定基準（表Ⅸ-2）に適合せず、土壤汚染があると認められた土地については、市長が汚染された土地「要措置区域」あるいは「形質変更時要届出区域」として指定し、公示します。

表Ⅸ-1 市内の汚染状況（土壤汚染対策法）

（令和4年度末現在）

土地の指定		件数	備考
要措置区域	土壤汚染の人への摂取経路あり 健康被害が生じるおそれがある 汚染の除去等の措置が必要	1	中村原184番3ほか 令和4年3月29日指定
形質変更時 要届出区域	土壤汚染の人への摂取経路なし 健康被害が生じるおそれはない 汚染の除去等の措置は不要	1	扇町四丁目18番1の一部 平成21年12月22日指定

表Ⅹ－２ 土壤汚染対策法による指定基準

(神奈川県生活環境の保全等に関する条例も同基準。ただし、県条例に含有量基準はない。)

分類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壤溶出量基準 (mg/ℓ)	土壤含有量基準 (mg/kg)
第1種 特定有害物質 (揮発性 有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—
	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
	第2種 特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下
シアン化合物		不検出	
遊離シアン			50 以下
水銀及びその化合物		水銀 0.0005 以下 アルキル水銀 不検出	15 以下
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000以下	
第3種 特定有害物質 (農薬・PCB)	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	—
	チウラム	0.006 以下	—
	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	有機りん化合物	不検出	—

X 公害関係申請・届出

1. 事前規制について

平成12年11月に特例市へと移行したことにより、小田原市では従来の騒音規制法及び振動規制法に加えて、水質汚濁防止法に係る事務を行っています。これら公害に関する各法律では、公害を発生する可能性の高い施設を「特定施設」と規定して、新しく施設を設置する場合や施設を変更する場合、事前に届出を行うこととしています。

また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例でも、同様に公害を発生する可能性の高い施設を「指定施設」、この指定施設を使用する工場及び事業場を「指定事業所」と規定して、指定事業所の設置や変更は、事前に県知事の許可を受ける許可制をとっています。

これらの公害関係法令に基づく許可や届出の制度により、事業者に対して事前規制を行い、公害の未然防止を図っています。

2. 大気汚染防止法

(1) 届出件数（神奈川県県西地域県政総合センター環境部で受付）

施設名	令和3年度までの届出件数	令和4年度の届出件数		
		設置	廃止	合計
ボイラー	148	3	7	144
ガス発生炉	0	0	1	0
金属溶解炉	0	0	0	0
金属加熱炉	3	0	0	3
窯業焼成炉	0	0	0	0
反応炉・直火炉	3	0	0	3
乾燥炉	2	0	0	2
廃棄物焼却炉	10	0	0	10
カドミ乾燥炉	0	0	0	0
塩素塩化水素反応施設等	0	0	0	0
鉛蓄電池溶解炉	0	0	0	0
電気ガス工作物	60	0	0	60
合計	227	3	8	222
事業場実数	85	0	0	85

3. 水質汚濁防止法

(1) 排水河川別事業場数

河川名	酒匂川		早川	森戸川	中村川	山王川	海城	合計
	甲水域	乙水域						
特定事業場数	50	41	19	36	3	29	26	204

※令和4年度に特定事業場の整理を行ったため、事業場数に大幅な変動があります。

(2) 届出件数

年度 種類	H30	R1	R2	R3	R4
設置届	13	12	5	8	12
構造等の変更届	4	1	2	2	1
使用届	3	0	0	0	0
氏名等変更届	4	7	10	9	17
廃止届	14	8	7	6	8
承継届	7	0	1	1	4
合計	45	28	25	26	42

4. 土壌汚染対策法

(1) 届出数

種類	年度				
	H30	R1	R2	R3	R4
第3条第1項土壌汚染状況調査結果報告書	2	0	0	0	0
第3条第1項ただし書の確認申請書(※)	0	1	1	1	0
土地利用方法変更届(※の申請を行なった土地について)	1	0	0	0	0
承継届(※の申請を行なった土地について)	0	0	0	0	0
第4条第1項に基づく形質変更の届出	10	8	10	9	18
指定区域内における土地の形質の変更届	0	0	0	0	0

※その土地の利用方法からみて、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがない旨の確認申請。

5. 騒音規制法

(1) 特定施設

施設	種類	設置(使用)届		使用全廃届		数変更届		特定工場等 総数	特定施設 総数
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	増減数		
1. 金属加工機械		0	0	1	1	0	0	75	458
2. 空気圧縮機等		3	11	2	8	0	0	190	1,837
3. 土石用破砕機等		0	0	0	0	0	0	5	31
4. 織機		0	0	0	0	0	0	0	0
5. 建設用資材製造機械		0	0	0	0	0	0	7	11
6. 穀物用製粉機		0	0	0	0	0	0	0	0
7. 木材加工機械		0	0	0	0	0	0	68	183
8. 抄紙機		0	0	0	0	0	0	0	0
9. 印刷機械		0	0	0	0	0	0	47	218
10. 合成樹脂用射出成形機		0	0	0	0	0	0	10	19
11. 鋳造型機		0	0	0	0	0	0	0	0
計			11		9		0	402	2,757
実数		3		3		0			

その他の届出			
公害防止方法変更届	氏名等変更届	承継届	特定建設作業実施届
0	19	0	61

(2) 特定建設作業内訳

作業の種類	件数
1. くい打機等を使用留守作業	8
2. びょう打機を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	56
4. 空気圧縮機を使用する作業	4
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6. バックホウを使用する作業	11
7. トラクターショベルを使用する作業	0
8. ブルドーザーを使用する作業	0
計	79

※特定建設作業実施届において、複数の作業の種類への申請があるため、届出件数と作業の種類別の合計数に差異が生じています。

6. 振動規制法

(1) 特定施設

施設	種類	設置(使用)届		使用全廃届		数変更届		特定工場等 総数	特定施設 総数
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	増減数		
1. 金属加工機械		0	0	1	2	0	0	70	584
2. 圧縮機		2	10	2	6	3	3	104	481
3. 土石用破碎機等		0	0	0	0	0	0	5	5
4. 織機		0	0	0	0	0	0	0	0
5. 建設用資材製造機械		0	0	0	0	0	0	1	3
6. 木材加工機械		0	0	0	0	0	0	2	2
7. 印刷機械		0	0	0	0	0	0	30	172
8. ゴム練用又は 合成樹脂練用ロール機		0	0	0	0	0	0	1	2
9. 合成樹脂用射出成形機		0	0	0	0	0	0	10	147
10. 鋳造型機		0	0	0	0	0	0	0	0
計			10		8		3	223	1,396
実数		2		3		3			

その他の届出				
公害防止方法 変更届	使用方法変更届	氏名等変更届	承継届	特定建設作業 実施届
0	0	9	0	37

(2) 特定建設作業内訳

作業の種類	件数
1. くい打機を使用する作業	8
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	1
4. ブレーカーを使用する作業	35
計	44

7. ダイオキシン類対策特別措置法

(1) 届出件数 (神奈川県西地域県政総合センター環境部で受付)

施 設 名		令和3年度までの届出件数	令和4年度の届出件数		
			設置(使用)	廃止	合計
大 気 関 係 施 設	1. 焼結鉍製造用焼結炉	0	0	0	0
	2. 製鋼用電気炉	0	0	0	0
	3. 亜鉛回収用焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉	0	0	0	0
	4. アルミニウム合金製造用焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	0	0	0	0
	5. 廃棄物焼却炉 (200kg/h以上)	10	0	0	10
	(200kg/h未満)	5	0	0	5
水 質 関 係 施 設	1. パルプ製造用塩素(化合物)漂白施設	0	0	0	0
	2. 二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0
	3. アルミニウム合金製造用焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉の排ガス処理施設	0	0	0	0
	4. 廃棄物焼却炉の排ガス処理施設等	8	0	0	8
	5. 廃掃法施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設(※)	0	0	0	0
	6. 下水道終末処理施設	2	0	0	2
	7. 上記1.～5.の水質関係施設を設置する工場又は事業場の排水処理施設	0	0	0	0
合 計		25	0	0	25
事 業 場 実 数		10	0	0	10

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条

第12号の2 : 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設

第13号 : PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設

8. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

(1) 市内指定事業所数

年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
指 定 事 業 所 数	569	569	525	278※	276

※令和3年度において指定事業所の整理を行ったため事業所数に大幅な変動があります。

(2) 申請届出数

種類	年度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
	設 置 許 可 申 請		1	1	1	1
現 況 届		0	0	0	0	0
事 業 開 始 届		2	1	0	1	1
変 更 許 可 申 請		9	10	6	10	7
変 更 完 了 届		8	3	1	6	7
変 更 計 画 届		0	0	0	0	0
変 更 計 画 中 止 届		0	0	0	0	0
変 更 届		21	24	24	16	26
地 位 承 継 届		0	2	1	1	0
廃 止 届		5	5	3	0	3
休 止 届		1	0	0	0	0
環 境 配 慮 書		0	0	0	0	0
環 境 管 理 事 業 所 認 定 申 請		0	0	0	0	0
環 境 配 慮 推 進 事 業 所 登 録 申 請		0	0	0	0	0
環 境 管 理 事 業 所 変 更 届		0	0	0	0	0
化 学 物 質 管 理 状 況 報 告 書		28	10	5	25	11
大型小売店における夜間小売業に係る変更届		0	0	0	0	0
大型小売店における夜間小売業に係る廃止届		0	0	0	0	0
合 計		75	56	41	60	66

特定有害物質使用地に係る届出				
廃止報告書	土地区画形質 変更届	土壌調査 報告書	公害防止 計画書	公害防止計画 完了報告書
0	8	8	4	4

ダイオキシン類管理対象地に係る届出				
廃止報告書	土地区画形質 変更届	土壌調査 報告書	公害防止 計画書	公害防止計画 完了報告書
0	0	0	0	0

その他の届出				
周知計画届	周知計画 完了届	環境汚染原因 調査報告書	環境汚染対策 計画報告書	環境汚染対策 完了報告書
4	2	0	0	0

9. 小田原市豊かな地下水を守る条例

(1) 届出工場等・揚水施設数

種類		年度				
		H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
届出工場等数	酒匂川西	22	22	23	23	23
	酒匂川東	24	24	24	24	24
揚水施設数	酒匂川西	55	55	56	56	56
	酒匂川東	61	62	62	62	62

(2) 届出数

種類		年度				
		H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
採 取 届		1	1	0	0	0
変 更 届	施 設 等 変 更	0	0	0	0	0
	氏 名 等 変 更	7	8	9	7	11
承 継 届		0	0	0	0	0
廃止等届	一 部 廃 止	0	1	0	0	0
	全 部 廃 止	0	0	0	0	0
	揚水能力未満	0	0	0	0	0
合 計		8	10	9	7	11

10. 水道法等

(1) 届出数

種類	施設別	専用水道	簡易専用水道	小規模水道	小規模貯水槽水道
設 置 届		0	0	0	1
変 更 届		2	4	1	2
承 継 届		0	0	0	0
廃 止 届		0	1	0	0
合 計		2	5	1	3
総 施 設 数		20	286	19	254

Ⅺ 公 害 苦 情

1. 公害苦情

令和4年度に市へ寄せられた公害苦情件数は66件でした。本市では公害関係法令に基づく発生源への指導を行い、早期解決に努めています。主な苦情原因は次のとおりです。

大 気・・・焼却による煙・粉じん、資材置き場の砂埃

水 質・・・河川異状（白濁、油浮遊）

騒 音・・・事業場作業、建設工事、カラオケ

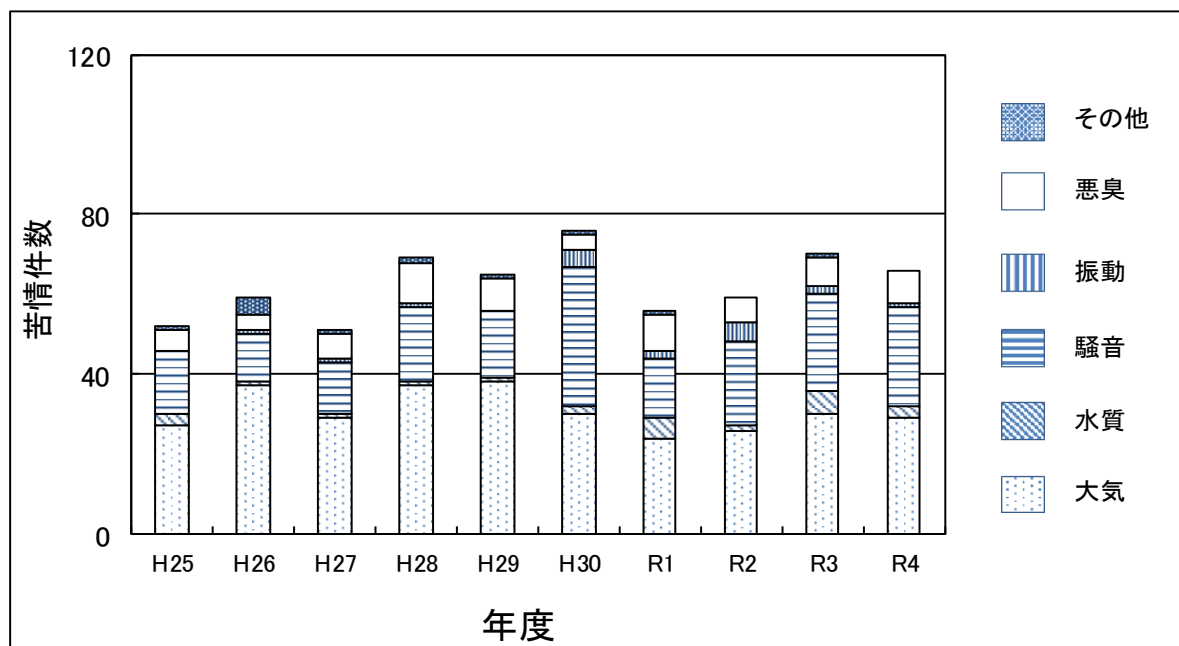
振 動・・・建設工事

悪 臭・・・事業場作業、水路・側溝の臭い

表Ⅺ－1 年度別公害苦情件数

年度	大 気	水 質	騒 音 (カラオケ)	振 動	悪 臭	地 盤 沈 下	土 壤 汚 染	その他	合 計
H 2 5	27	3	16(0)	0	5	0	0	1	52
H 2 6	37	1	12(0)	1	4	0	0	4	59
H 2 7	29	1	13(2)	1	6	0	0	1	51
H 2 8	37	1	19(1)	1	10	0	0	1	69
H 2 9	38	1	17(0)	0	8	0	0	1	65
H 3 0	30	2	35(2)	4	4	0	0	1	76
R 1	24	5	15(2)	2	9	0	0	1	56
R 2	26	1	21(4)	5	6	0	0	0	59
R 3	30	6	24(1)	2	7	0	0	1	70
R 4	29	3	25(6)	1	8	0	0	0	66

図Ⅺ－1 苦情件数経年変化



表XI-2 月別公害苦情件数

	大気	水質	騒音	振動	悪臭	その他	計	百分率
4月	3	0	0	0	1	0	4	6.1
5月	0	0	4	0	0	0	4	6.1
6月	1	0	2	0	0	0	3	4.5
7月	1	1	3	1	1	0	7	10.6
8月	2	2	0	0	2	0	6	9.1
9月	3	0	4	0	1	0	8	12.1
10月	7	0	3	0	1	0	11	16.8
11月	5	0	3	0	1	0	9	13.6
12月	2	0	1	0	0	0	3	4.5
1月	3	0	2	0	0	0	5	7.6
2月	0	0	2	0	1	0	3	4.5
3月	2	0	1	0	0	0	3	4.5
計	29	3	25	1	8	0	66	100

表XI-3 都市計画区域別公害苦情件数

用途地域	大気	水質	騒音	振動	悪臭	その他	計	百分率
第一種低層住居専用地域	2	1	1	0	0	0	4	6.1
第一種中高層住居専用地域	3	1	3	0	2	0	9	13.6
第一種住居地域	6	0	8	0	1	0	15	22.8
第二種住居地域	0	0	0	0	0	0	0	0
準住居地域	0	0	0	0	0	0	0	0
近隣商業地域	0	0	2	0	1	0	3	4.5
商業地域	0	0	2	1	0	0	3	4.5
準工業地域	0	1	2	0	0	0	3	4.5
工業地域	0	0	5	0	4	0	9	13.6
工業専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0
市街化調整区域	18	0	2	0	0	0	20	30.4
合計	29	3	25	1	8	0	66	100

※河川等で被害地域が複数に及ぶ場合は第一発見場所とし、匿名申立の場合は苦情発生源の用途地域とした。

表XI-4 発生源産業分類別公害苦情件数

		大気	水質	騒音	振動	悪臭	その他	計	百分率
農 林 漁 業		0	0	0	0	0	0	0	0.0
鉱 業		0	1	0	0	0	0	1	1.4
建 設 業		2	0	5	1	0	0	8	14.3
製	食 品 ・ 飲 料	0	0	1	0	1	0	2	7.2
	織 維 ・ 衣 服	0	0	0	0	0	0	0	0.0
造	木 材 ・ 家 具	1	0	2	0	1	0	4	1.4
	パ ル プ ・ 紙 ・ 印 刷	0	0	1	0	0	0	1	2.9
	化 学 ・ 石 油	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	窯 業 ・ 土 石	0	0	0	0	0	0	0	4.3
業	鉄 鋼 ・ 金 属	0	0	2	0	1	0	3	1.4
	機 械 器 具	0	0	0	0	0	0	0	4.3
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0.0
電 気 ガ ス 水 道 熱 供 給 業		1	0	0	0	0	0	1	0.0
卸 ・ 小 売 ・ 飲 食 業		0	0	1	0	0	0	1	1.4
運 輸 ・ 通 信 業		0	0	1	0	0	0	1	0.0
サ ー ビ ス 業		1	0	9	0	3	0	13	14.3
公 務 ・ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	1.4
不明もしくは産業分類に 該当しないもの		24	2	3	0	2	0	31	45.7
計		29	3	25	1	8	0	66	100.0

XII 環境用語説明

公害

環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下及び土壌の汚染によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいいます。これらを総称して典型7公害といいます。

環境基準

環境基本法では「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義しています。環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場などを規制するための規制基準とは異なります。

絶滅危惧種

絶滅の恐れのある野生生物の種です。環境省では、レッドデータブック（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの）を編さんし、絶滅危惧Ⅰ類（絶滅の危機に瀕している種）や絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）などに分類しています。コアジサシ（市の鳥）及びメダカ（市の魚）は、絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。

重さの単位

1kg	(1キログラム)	= 1000g	
1g	(1グラム)		
1mg	(1ミリグラム)	= 0.001g	(1000分の1g)
1μg	(1マイクログラム)	= 0.000001g	(100万分の1g)
1ng	(1ナノグラム)	= 0.000000001g	(10億分の1g)
1pg	(1ピコグラム)	= 0.000000000001g	(1兆分の1g)

ppm (parts per million)、ppb (parts per billion)、ppt (parts per trillion)

ごく微量の濃度を表す単位で、100万分の1を1ppm、10億分の1を1ppb、1兆分の1を1pptといいます。

例えば、1立方メートルの大気中に1立方センチメートル、もしくは1kgの水に1mgの物質が含まれる場合を1ppmといいます。

1ppm	(1ピーピーエム)	(100万分の1)	
1ppb	(1ピーピービー)	(10億分の1)	= 0.001ppm
1ppt	(1ピーピーティー)	(1兆分の1)	= 0.000001ppm

【大気関係】

アスベスト（石綿：いしわた、せきめん）

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称。アスベストは、耐熱性、耐薬品性、耐磨耗性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等3,000種を超える利用形態があるといわれています。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付けアスベストなどの除去等において所要の措置を行わないとアスベストが飛散して吸入してしまうおそれがあります。

現在問題となっているアスベストは、主に①クリソタイル（白石綿）、②クロシドライト（青石綿）、③アモサイト（茶石綿）の3つです。

硫黄酸化物（ SO_x ）

硫黄と酸素とが化合してできるものをいい、例えば二酸化硫黄（ SO_2 ）、三酸化硫黄（ SO_3 ）など6種類ほどがありますが、そのうちで大気汚染の主な原因となると考えられているものの大部分は二酸化硫黄です。いずれも刺激性が強く、1～10ppm程度で呼吸機能に障害を及ぼし、においを感じ、眼の粘膜に刺激を与えます。

窒素酸化物（ NO_x ）

物の燃焼に伴い、窒素と酸素が反応して生成されます。大気中に存在し、問題視されるのは、主に一酸化窒素（ NO ）と二酸化窒素（ NO_2 ）で、光化学スモッグの原因物質のひとつです。発生源としては、移動発生源である自動車等と、固定発生源である工場、事業場等があります。一酸化窒素は、酸化窒素ともいい、無色で液化しにくく、空気よりやや重い気体です。一酸化窒素が体内に吸収されると、ヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、中枢神経に作用します。二酸化窒素は、大気中に放出された一酸化窒素が酸化されて生成される、赤褐色の気体です。低濃度の二酸化窒素を長時間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ、60ppm～150ppmといった高濃度になると、数時間のうちに鼻やのど、胸が痛み、呼吸が困難になることもあります。

一酸化炭素（ CO ）

炭素、炭化水素などが不完全燃焼すると発生する無色無臭の気体で、人体に極めて有毒です。血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、ひどいときは窒息に至ります。発生源は自動車排出ガスが主です。

二酸化炭素（ CO_2 ）

空気中に1万分の3の割合（0.03%）で存在し、天然ガス、鉱泉中にも含まれることが多くあります。工業的には石灰石を強熱して石灰と共に得るか、または石灰を燃やして出るガスを炭酸塩溶液に吸収させて、炭化水素塩を作り、これを熱して純粋のものを得ます。普通の状態では無色無臭の気体です。

浮遊粒子状物質（ SPM : Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊している物質で、その粒径が $10\mu\text{m}$ （1/100mm）以下のものをいい、硫黄酸化物などと混合して呼吸器系を刺激し、気管支炎などの原因になります。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊している物質で、その粒径が $2.5\mu\text{m}$ ($2.5/1000\text{mm}$) 以下のものをいい、物の燃焼などによって直接排出されるもの（1次生成）と、環境中の化学反応により生成されるもの（2次生成）があります。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響や、肺がんのリスク上昇の影響が懸念されています。

光化学スモッグ

大気中に共存する窒素酸化物と炭化水素が太陽光（紫外線）の下で反応し、オゾン、PAN（パーオキシアシルナイトレート）等のオキシダント、アルデヒド類などを生成する現象で、発生すると空気中にもやがかかったように見えます。光化学スモッグは、夏季の日ざしが強く風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は眼への刺激やのどの痛みなどの人体影響のほか、植物に葉の変色などの症状を与えるなど、広範囲にわたります。

酸性雨

工場・事業所からのばい煙や自動車排気ガスに含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が雨水に取り込まれて生じた酸性度の強い雨をいいます。清浄な雨水は大気中の炭酸ガスが溶け込むことにより酸性の強さがpH5.6程度になるといわれています。これより低いpH値を示す雨水を酸性雨とよんでいます。

オゾン（O₃）

オゾン層は太陽からの紫外線を吸収することによって地表を保護していますが、オゾンは光化学スモッグの原因ともなります。強い酸化力はプールの滅菌などに利用されています。オゾン層とは、地球を取り巻く厚さ約20kmのオゾンを多く含む層で、生物に有害な紫外線を吸収します。最近ではフロンガスなどの影響によりオゾン層が減少しています。オゾン層が破壊されると地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念されます。

【水質関係】

BOD（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demandの略）

河川の水の中や海水の中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量のこと、単位は一般に mg/ℓ で表します。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質（有機物）が多く、水質が汚濁していることを意味します。

75%値

BODの値が環境基準に適合しているかを判断するための代表値です。y個の測定値を、水質の良いものから順に並べたとき、 $0.75 \times y$ 番目に来る測定値のことを言います。

COD（化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demandの略）

海中や河川の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物など汚染源となる物質を過マンガン酸カリウムなどの酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/ℓ で表したもので、数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示します。

DO（溶存酸素：Dissolved Oxygenの略）

水中に溶けている酸素量のことをいい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものです。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などで汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多くなり溶存する酸素量は少なくなります。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖する時には過飽和状態となります。

pH（水素イオン濃度）

液体が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値です。pH7が中性で、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性となります。

SS（浮遊物質：Suspended Solidsの略）

水中に浮いている粒径2mm以下の不溶性の物質で、川底にたまったり、魚介類に付着したりします。一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を量ることとされており、数値（ mg/ℓ ）が大きいほど水質汚濁の著しいことを示します。

汚濁負荷量

排水量×水質濃度の計算を行うことにより、BOD、CODなどの項目ごとにそれぞれ求められる絶対量（たとえばBOD— $\text{kg}/\text{日}$ ）をいいます。

大腸菌数

大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出される、水のふん便汚染の指標として使われる数値です。従前の基準に使用されていた大腸菌群数の測定は、ふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌も含まれるため、大腸菌数の方がよりの確にふん便汚染をとらえることができる指標とされています。値が小さいほど、ヒトや動物からの排泄物による汚染が少ないといえます。

重金属

化学的には比重が4以上の金属の総称です。大気汚染物質及び水質汚濁物質として空気中及び水中に含まれる金属は、鉄、銅、亜鉛、ニッケル、マンガン、鉛、カドミウム、水銀などがあります。人体に吸収されると、体内に蓄積され、様々な障害をおこすため、厳しく規制されています。

カドミウム（Cd）

メッキ工場や電気機器工場などで多く使用されます。イタイイタイ病の原因となった物質で、人体に入るとリン酸、カルシウムなど人体に必要な物質をおかして、骨に影響を及ぼします。

シアン

シアン化カリ、シアン化ナトリウム、シアン化金といったシアン化合物として金属の焼き入れ、メッキなどに利用されています。特にシアン化カリは、青酸カリと呼ばれ、猛毒として有名です。

鉛（Pb）

鉛及び鉛化合物は有害物質として古くから知られています。鉛化合物には酸化鉛、塩化亜鉛、有機鉛化合物などがあり、鉛蓄電池や顔料などに利用されます。他の重金属と同じく原形質毒で造血機能を営む骨髄神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱を起こし強度の中毒では死亡することもあります。金属鉛は常温では蒸発しませんが、粉じんとして吸入し、あるいは、経口的に摂取するおそれがあります。

クロム（Cr）

空気及び湿気に対しては極めて安定で、硬い金属なので、今日では日用品、装飾品をはじめとして広くメッキに使用されています。クロム化合物のうち三価クロムは、毒性はほとんど無視できますが、クロムの毒性が問題になるのは六価クロムの化合物である、クロム酸、重クロム酸の塩です。クロム酸は皮膚、粘膜の腐食性が強く、体内に吸収されたクロムイオンは細胞毒として作用していることが知られており、クロムイオンを含む水の摂取が続けば、肝臓の他、腎臓及び心臓に蓄積することが確かめられています。

ヒ素（As）

ヒ素は、鶏冠石、石黄、硫ヒ鉄鉱などに硫化物として含有しています。ヒ酸鉛、三酸化ヒ素などは、殺虫剤として農薬に用いられます。ヒ素中毒になると、全身発疹、高熱、食欲不振などの症状が起きます。水道水の水質基準値は、0.01mg/l以下と定められています。

水銀（Hg）

常温で唯一の液体の金属です。計器、電極、歯科用アマルガムなど幅広い用途があります。湿った空气中で酸化物になりやすく、有毒で一般粉じん中0.1 mg/lが許容限度です。神経系をおかし、手足のふるえを起こしたり、言語障害、食欲不振、聴力、視力の減退をもたらします。

PCB（ポリ塩化ビフェニル：Polychlorinated Biphenylsの略）

PCBは、不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で、その使用範囲は絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インクなど多岐にわたりました。カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在、製造は中止されています。

揮発性有機化合物

トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、ベンゼン、トルエン等の、常温で揮発しやすい化合物のことで、脱脂洗浄剤、潤滑剤として機械製造業など多くの業種で使用されてきたほか、ドライクリーニングにおいても使用されてきました。これらの物質は、発ガン性などの人の健康に対する有害性や地下水汚染等の原因物質として問題になっています。

亜鉛（Zn）

亜鉛はセン亜鉛鉱、黒鉛などの硫化鉛や菱亜鉛、その他の鉛物として、地殻中に広く分布しています。微量の亜鉛は生物体中にも広く分布し、その生理作用に大きな影響を及ぼします。亜鉛は金属材料として利用され、各種の合金、メッキの主成分として用いられるばかりでなく、その他の工業原料（例えば塗料、ゴム、合成触媒、医薬材料）としても大量に消費されます。

銅（Cu）

銅自身にはほとんど毒性はないか、あるいはごくわずかです。しかし、銅粉末を発生する作業を行うときの最高許容濃度は1 ppmとされ、極めて高濃度の銅粉により気道刺激が起こり、発汗、歯ぐきの着色の起こることが報告されていますが、慢性中毒になるかどうかは疑問とされています。

ニッケル（Ni）

鉄よりも酸化されにくいいため、メッキ、貨幣、装飾具、食器など日常生活に広く用いられていますが、ニッケル製品と常時接触している皮膚は皮膚炎を起こし、金属自身にも発ガン性があるという報告もあります。

マンガン（Mn）

地殻中に存在する生物には必須元素の一種ですが、マンガンの製造、粉末マンガン塩類を製造するとき、マンガン鉱（褐色 MnO_2 ）により中毒を起こすことがあり、慢性神経症（マンガン病）になりますが、マンガンによる職業的中毒の例は比較的少ないです。マンガン塩による中毒については不明です。

ノルマルヘキサン抽出物質（n-ヘキサン抽出物質）

ノルマルヘキサン抽出物質とは、主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等を総称していいいます。通常「油分」といわれており、鉱油及び動植物油等の油分の量を表す指標として使用されています。

有機リン（O r - P）

有機リン化合物は、殺虫剤としてパラチオン、マラソン、スミチオン、クロルチオンなどの名で使用されています。リン酸、ピロリン酸のエステル有機殺虫剤は殺虫力が強く、人間にも有毒であり、浸透力が強く、体についたり、吸入したりすると、頭痛が起きたり、手足がしびれたり、ひどいときには死さえ招く場合があります。

塩素イオン（Cl⁻）

内陸部の河川水では生活排水中の特にし尿が発生源となることから、汚染の一つの指標となり、また河川水の組成の推定に役立てることができます。

外因性内分泌攪乱^{かくらん}化学物質（環境ホルモン）

外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）とは、動物の体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を指します。内分泌学を始めとする医学、野生動物に関する科学、環境科学等の研究者・専門家によって、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こしたりするなどの悪影響を及ぼしている可能性があるとの指摘がなされています。これが「外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）問題」と呼ばれているものであり、環境行政上の新しい重要課題の一つです。

浄化槽

台所やお風呂の生活雑排水とトイレの排水とあわせて処理し、公共下水道以外に放流するための設備を、合併処理浄化槽といいます。これは、下水処理場の高級処理並み（BOD除去率90%以上、放流水BOD20mg/l以下）に排水を浄化できます。トイレ排水のみを処理する単独浄化槽もありますが、これは家庭用雑排水を処理しないため、河川等の公共用水域の汚濁要因のひとつとなっていました。そのため、平成13年4月の改正浄化槽法の施行により定義から削除され、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。

【騒音・振動関係】

騒音レベル

騒音計による測定値をいいます。周波数特性によりA特性とC特性とがあります。騒音の大きさとして、聴覚にもっともよく対応するといわれているA特性が用いられ、dB(A)で表されます。

振動レベル

振動加速度レベルに振動感覚の周波数特性に基づく補正を加えたもので、デシベル(dB)で表されます。

デシベル (dB)

騒音や振動の大きさの単位として用います。デシベルは音圧、音の強さ、振動などの物理量を標準的な基準量と対比して人体の感覚に対応するように補正したものです。

等価騒音レベル (Leq)

変動する騒音を統計的に安定に表現でき、人間がどの程度の騒音にどれくらいの時間暴露されたかを評価する量であり、一定時間内の騒音の総エネルギーの時間平均値をレベル表示した値です。平成11年4月より、これまでの中央値(L50)に代わって騒音に係る環境基準の評価手法として採用されました。

中央値(L50)：ある一定時間ごとに瞬間値を読みとりデータを大きい順に並べて50%の値

暗騒音

ある場所において特定の音を対象として考える場合に、対象の音がないときのその場所の騒音を、対象の音に対して暗騒音といいます。

低周波空気振動

人が聞くことのできる音の周波数は普通20～20000Hz（ヘルツ）で、それ以下の音波をいいます。公害では、可聴音域を含む50Hz以下を対象としています。窓ガラスを振動させたり、頭痛、吐き気などの生理的影響も現れます。発生源としては、トンネル、高速道路橋、工場その他、地震、雷などの自然現象もあります。

【その他】

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」ではポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の3物質群（単一の物質ではなく、類似した構造をもつ物質の総称）を「ダイオキシン類」と定義しています。種類は二百数十あり、そのうちの29種類が毒性を持っているとみなされています。また物を燃やしたり、塩素を含む有機化合物を製造する過程などで非意図的に生成されてしまう副生成物で、性質は水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい化学物質で常温では安定していますが、高温（800℃以上）ではほとんど分解します。人への影響は2,3,7,8-TCDDには発ガン性があるとされているほかは、催奇形性や生殖毒性、免疫毒性があるかどうかはよく分かっていません。

TEQ（毒性等量）

ダイオキシン類の毒性は、その種類によって異なるので、最も毒性の高い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性の強さに換算した単位で表します。

令和5年度

小田原かんきょう白書

令和5年10月

編集・発行 小田原市環境部環境保護課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

本書は再生紙を使用しています。